

川崎市告示第668号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市男女共同参画センターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市男女共同参画センター条例（平成11年川崎市条例第10号）第4条第3項の規定により告示します。

令和7年12月26日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市男女共同参画センター 川崎市高津区溝口2丁目20番1号
指定管理者	(所在地) 東京都世田谷区太子堂1丁目6番2号3階 (名称) 社会福祉法人共生会SHOWA (代表者名) 理事長 坂東 真理子
指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで